**「科学技術基本法改正法」成立に抗議する声明**

2020年6月30日

日本私大教連中央執行委員会

　通常国会会期最終日の6月17日、内閣提出法案である「科学技術基本法等の一部を改正する法律案」（科学技術基本法改正法）が参議院本会議で成立した。

本改正は、科学技術基本法が1995年に制定されて以来初となる大幅改正であり、法律名も「科学技術・イノベーション基本法」へと様変わりする。改正法には多くの問題が含まれており、国会での審議に際して、学術団体、研究者、大学院生など関係各方面から慎重審議を求める声が相次いでいた。しかし法案は、6月1日の衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員会、6月16日の参議院内閣委員会において、それぞれ約3時間という短時間審議で採決された。拙速の極みであり、国会の責任を放棄するものと言わざるを得ない。

　本改正には、以下に示すような根本的な問題点がある。今年度中の閣議決定が見込まれる「第6期科学技術・イノベーショ基本計画」の策定および政策の具体化において、これらの問題点が現実のものとなることを強く懸念する。

**１．全学術分野を「イノベーション創出」に動員することが目的とされている**

今回の改正には、大きくみて以下の4つの目的が設けられている。

①現行法の目的規定において、「科学技術」の対象から「人文科学のみに係るものを除く」（第1条）とした規定を削除し、法律の対象に人文・社会科学を加えること

②現行法の「科学技術の振興」と並立させて、「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の振興」を埋め込むこと

③現行法で国及び地方公共団体をのみ対象としていた「責務」規定を、「研究開発法人及び大学等」と「民間事業者」にも拡大し、「科学技術の進展及び社会の要請に的確に対応しつつ、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に自主的かつ計画的に努める」（第６条）よう大学に義務付けること

　④内閣府に新たに「科学技術・イノベーション推進事務局」を設置し、政府の司令塔機能を強化すること

総じて本改正は、すべての学術研究分野を、政府が推進する経済競争力強化のための「科学技術の水準の向上」政策、「イノベーション創出」政策に動員することを狙ったものと理解できる。

安倍政権はこれまでも、大学を経済政策＝経済界の利益に従属させることに躍起になってきた。このことは、2014年の学校教育法改正による学長権限の強化や、2016年の実践的職業教育大学の制度化、引き続く高等教育予算の削減と「重点配分」による国策への誘導強化、予算配分基準への「成果」の導入など、枚挙にいとまがない。こうした経済界の利益従属型の歪んだ大学政策が、大学に不可欠な自治的機能を弱体化させ、自主的・自律的な研究の発展を阻害し、日本の研究力の低下を招いてきた。今般の改正により、政府による大学支配、研究支配がいっそう強化され、研究の国家統制ともいうべき事態が進んでいくことを強く危惧する。

**２．私立大学への政府の介入が強化される懸念**

学校教員統計調査（2016年度；最新調査）によれば、私立大学・短期大学で人文・社会科学系（人文学・社会科学・教育学）に分類される教員は44,500人で、本務教員112,391人の約40％にのぼる。これらの教員がすべて「人文科学のみに係る」（現行法）とは言えないまでも、相当数の教員が、今般の改正によって新たに「社会の要請に的確に対応」し、「人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及」に努めることを求められる対象となる。しかも、すべての私立大学が「科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出の促進に資する」ことを前提とされているのである。

法律上は努力義務とは言え、安倍政権のこの間の政策潮流が続くならば、すべての私立大学が内閣府主導の「科学技術・イノベーション」強化政策による直接・間接の圧力にさらされ、予算配分により国策に従うか淘汰されるかの選択を迫られる危険性は極めて高い。たとえば、大学等修学支援新制度の導入に際し、実務家教員や外部理事の登用などの機関要件を設け、「確認大学」とならなかった大学の学生を支援対象外としたのと同様の事態が生じることは想像に難くない。

言うまでもなく、人文・社会科学に含まれる多様な学問分野は、現在の人間や社会のあり方を相対化し批判的に省察する独自の役割を担っており、必ずしも経済的価値や、具体的な課題解決に直結しない分野も多く含まれる。このことは理系分野においても程度の差はあれ同様である。多様な学問分野を一括りにして、「研究開発の成果の実用化によるイノベーション創出」の政策枠組みに押し込むのであれば、それら学問分野の衰退は必定である。日本学術会議が以前から政府に勧告してきたように、科学技術政策に人文・社会科学を含めるのであれば、「出口志向の研究に偏る」懸念を払拭することを前提とすべきである。

**３．私立大学への基盤的経費の抜本的拡充なしに科学技術の振興はありえない**

　国公私立大学・短期大学に所属する本務教員195,302人のうち、私立大学・短期大学に所属する本務教員は116,727 人で、全体の59.8％を占めている（学校基本調査2019）。私立大学(・短期大学を含む)は、大学数、在籍学生のみならず、研究者数においても多数である。

　しかし、私立大学に対する国の補助額は1大学あたり平均3.4億円でしかない。それに対して国立大学運営費交付金の1大学あたり平均額は127.6億円である（2019年度当初予算）。法令上、私立も国立もまったく等しく「大学」と規定されているにもかかわらず、私立大学の基盤的経費に対する国の補助額はあまりにも過少である。私立大学の研究水準は、学生・父母の重い学費負担と教員の昼夜分かたぬ努力によって、維持されているといってよい。

　多様な学術研究の発展、ひいては人類の幸福と平和、地球環境の保持への貢献は、今国会で拙速に成立した、わが国の学術研究のあり方を歪める改正科学技術基本法の方向にではなく、基盤経費の大幅な増額による研究環境の改善（基盤の整備）によってこそ、可能になる。私たち日本私大教連は、こうした私立大学の教育・研究の中核を担う教職員の声を代表し、科学技術基本法の成立に強く抗議し、その「第6期科学技術・イノベーショ基本計画」での実質化に反対する。